

社会保険 4分の3ルール 簡単まとめ

-図解で分かりやすく



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

社会保険 4分の3ルール 簡単まとめ

4分の3ルールの基本理解

パートタイム労働者の所定労働時間・日数が通常の労働者の4分の3以上である場合、社会保険の加入義務が生じるのが原則的な基準です。

このルールを適用するためには、まず通常の労働者（一般的には正社員）の所定労働時間と所定労働日数を把握する必要があります。その上で、パートタイム労働者の所定労働時間と所定労働日数が、それぞれ4分の3以上であるかどうかを判断します。

例えば、通常の労働者の1週間の所定労働時間が40時間、1ヶ月の所定労働日数が20日である場合、パートタイム労働者が社会保険に加入するための基準は以下になります。

1週間の所定労働時間

40時間

×

4分の3

=

30時間以上

1ヶ月の所定労働日数

20日

×

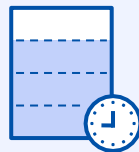
4分の3

=

15日以上

この両方の基準を満たす場合、原則として社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入義務が生じます。

4分の3
以上



4分の3未満でも社会保険が適用されるケース

社会保険適用拡大により、4分の3基準を満たさない短時間労働者であっても、以下のすべての要件を満たす場合は、**社会保険への加入が義務付けられます。**

- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 雇用期間が2ヶ月を超えて見込まれること
- 月額賃金（基本給と諸手当の合計額。残業代、賞与、通勤手当、臨時的な賃金等は除く）が8万8千円以上であること
- 学生でないこと（ただし、卒業見込証明書を有する者、休学中の者、夜間学部・定時制課程の学生等は除く）
- 企業の従業員規模が一定以上であること（2024年10月以降は常時従業員51人以上の企業が対象）

この基準に該当する場合、週20時間以上の短時間労働者でも社会保険に加入する必要があります。

4分の3未満でも
適用されるケースがある

